

10月分以降の受給には申請が必要です

子ども手当

10月分以降から子ども手当の支給額などが左表のとおり変わります。また、10月分以降の子ども手当を受給するためには、現在手当を受給している方も、改めて申請する必要があります。

ります(市への申請不要)。

*新たな制度になったことにより、受給者が変更になる場合がありますので、詳しくは子育て支援課または各支所地域振興課へご相談ください。

申請用紙 11月までに現在の受給者宛に発送します。公務員の方は勤務先への申請になります。

●10月分以降からの子ども手当の支給額など(24年4月分以降は未定)

	9月分までの子ども手当	10月分～翌年3月分の子ども手当
金額(月額)	中学生まで 一律 13,000円	3歳未満 15,000円 3歳～小学生 第1・2子 10,000円 第3子以降 15,000円 中学生 10,000円
所得制限	なし	なし
支給日	10月14日(金) (6月～9月分)	2月15日(水) (10月～1月分) 6月15日(金) (2月～3月分)
子どもが海外に居住している場合	養育状況を確認し支給	支給しない(留学除く)
子どもが施設へ入所している場合	養育状況を確認し支給	施設設置者へ支給
父と母が別居している場合	生計を維持している方(恒常的に所得の高い方)へ支給	離婚協議中の場合は、子どもと同居している方へ支給(単身赴任は従来どおり)

問合せ先

子育て支援課
☎3513140

「ノー」と言える社会へ 岐阜県暴力団排除条例をご存知ですか

今年の4月に岐阜県暴力団排除条例が制定されました。条例では、県内から暴力団を排除するため、次のことが定められています。

- 県、県民および事業者が果たすべき責務(第5条)**
 - ・暴力団員が関与する賭博やノミ行為などへ参加しない
 - ・暴力団員との内縁関係や養子縁組をしない
 - ・暴力団員への歳暮や中元の贈答をしない
 - ・暴力団員とのゴルフや旅行に参加しない ほか
 - 事業者の禁止行為(第15条)**
 - ・営業トラブルを暴力団の威力によって解決するため、暴力団員に用心棒代を支払わない
 - ・暴力団に対してみかじめ料を支払わない
 - ・暴力団に対して防弾使用の改造車を提供しない
 - ・暴力団の襲名披露式でホテルなど会場を利用させない
 - ・暴力団の団体名が入った商品製作を受けない
 - ・暴力団組事務所の建築や修繕をしない ほか
 - 不動産業者などの禁止行為(第18条、第19条)**
 - ・譲渡する不動産が暴力団組事務所になることを知りながら契約しない ほか
- 暴力団への人や資金の流れを断ち切って、暴力団を許さないまちづくりに努めましょう!暴力団のごでお困りの際は、下記まで気軽にご相談ください。

岐阜県警察本部 ☎058-271-2424
 高山警察署 ☎32-0110
 岐阜県暴力追放推進センター ☎058-277-1613

平成23年高山地区地域安全大会 防犯ボランティア研修会

「わが街の安全・安心なまちづくり」をテーマにした研修会のほか、防犯功労者などの表彰が行われます。

講師 大井守男さん(恵那市大井町地域防犯パトロール隊長)高野喜代行さん(高山市森下町防災・防犯チーム、見守りグループ代表)

期日 10月19日(水)
時間 午後1時30分～

場所 市民文化会館(昭和町1)

※入場無料・直接会場へ

問合せ先
 高山警察署生活安全課
 ☎32-0110

消費者知識向上講座

悪徳商法の手口と対処法、金融商品の基礎知識(金融トラブルを交えて)など、消費生活に関する知識や情報の習得を目指します。

期日 11月5日(土)

時間 午前10時～午後4時
場所 飛騨・世界生活文化

センター(千島町)
定員 70人(超えた場合は抽選)
 ※入場無料

申込方法 住所・氏名・電話番号・受講会場(飛騨・世界生活文化センター)と明記の上、10月21日(金)までにTEL・

FAX・MAIL・郵送

申込

岐阜県環境生活政策課
 消費者知識向上講座係
 〒500-8570
 岐阜市数田南2-1-1
 ☎058-271-2404
 ☎058-271-2405
 Mail FAX c11260@pref.gifu.lg.jp